

西宮市いじめ対応ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 西宮市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、西宮市内の市立学校、県立学校、私立学校、児童相談所、法務局、警察及び教育委員会の関係者で構成される西宮市いじめ対応ネットワーク会議（以下「西宮市ネットワーク会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 西宮市ネットワーク会議は、いじめ相談に関する体制等について共通理解を図るとともに、いじめの問題の迅速な解決に向けた全市的な協力体制を構築し、市及び学校におけるいじめ問題への取組みの一層の充実を図る。

(組織)

第3条 西宮市ネットワーク会議は、別表にあげる者で構成する。

(会議)

第4条 西宮市ネットワーク会議の開催は年1回以上とし、教育委員会学校教育部長が招集する。

- 2 教育委員会学校教育部長は、必要があると認めたときは、臨時に開催することができる。
- 3 構成員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 教育委員会学校教育部長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 教育委員会学校教育部長は、必要があると認めたときは、部会を置くことができる。部会に属すべき構成員は、教育委員会学校教育部長が指名する。

(事務局)

第5条 西宮市ネットワーク会議に事務局を置く。

- 2 事務局の庶務は、教育委員会学校保健安全課で行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、西宮市ネットワーク会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

市立学校生徒指導担当校長

市立学校生徒指導担当者

県立学校生徒指導担当者

私立学校生徒指導担当者

西宮こども家庭センター担当者

神戸地方法務局西宮支局担当者

西宮警察署担当者

甲子園警察署担当者

西宮少年サポートセンター担当者

学校教育部長

地域・学校支援課長

青少年育成課長

学校保健安全課長